

※注意事項※

空き家を売りたい方へ

1 登録する空き家の所有権（登記）の整理はお済みですか

不動産取引を行うためには、土地と建物の所有権（登記）を整理（相続、抵当権など）しておく必要があります。整理できない場合は、登録できません。

2 登録する空き家は不動産業者等取引を依頼していない物件ですか

既に不動産業者等取引を依頼している空き家は、登録できません。

3 賃貸を希望する空き家は、登録できません

空き家バンクに登録できるのは、売買を希望する空き家だけです。

4 現地調査の結果、登録をお断りする場合があります

痛みの激しい空き家は登録をお断りする場合があります。

空き家を買いたい方へ

1 紹介できる空き家は1人につき1件です

紹介する空き家は、購入希望者1人につき1件です。同時に複数の空き家を紹介することはできません。

2 空き家の紹介は先着順に行います

1つの空き家に複数の購入希望者がいる場合、利用者登録申込書の提出順にご紹介します。

3 関川村民の方も利用者登録を行うことができます

お気軽にお問い合わせください

関川村役場総務課企画財政班

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912

TEL:0254-64-1476 FAX:0254-64-0079

E-mail:somu@vill.sekikawa.niigata.jp



関川村の空き家を売りたい方・・・

関川村で空き家を買いたい方・・・

関川村でも

空き家バンクをはじめました



詳しくは

関川村 空き家バンク

検索

様式のダウンロードもできます。

空き家バンクとは？

所有者から申込みを受けた空き家の情報を、村のホームページ等で公開し、空き家を買いたい人に紹介するものです。

空き家の減少や移住・定住による地域活性化を目的としています。

ご利用方法 STEP 1 ~登録~

空き家売り手の方

1 空き家バンクへの登録申込み

所有している空き家を、空き家バンクへ登録したい場合は、「物件登録申込書」を村に提出してください。



2 空き家の現地調査

申込みのあった空き家に村の担当者と宅建業者が伺い、所有者立ち会いのもと調査を行います。
申込内容に間違いがないか確認し、登録に必要な写真撮影や間取りの確認等を行います。



3 空き家バンクへの登録・公開

登録内容に問題がなければ「登録決定通知書」を交付し、村のホームページ等で公開を開始します。



空き家買い手の方

1 空き家バンクへの利用者登録申込み

空き家バンクに登録されている空き家の購入を希望する場合は、利用者登録が必要です。
「利用者登録申込書」と「誓約書」を村に提出してください。



2 空き家バンク利用者登録の通知

申込書の内容に不備等がないかを確認し、問題がなければ「登録決定通知書」を交付します。
なお、登録には次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- ・空き家に定住する意思があるか
- ・空き家に定期的に滞在し、地域の活性化に寄与する意思があるか



ご利用方法 STEP 2 ~交渉・契約~

1 村の担当者から空き家の所有者への連絡



空き家の購入希望があれば、村の担当者から所有者（又は仲介業者）に連絡し、購入希望者の連絡先等をお伝えします。村が連絡するのはここまです。

2 空き家の所有者から購入希望者への連絡



村の担当者から連絡を受けた所有者（又は仲介業者）は、購入希望者に連絡し、現地見学等の調整を行ってください。

3 交渉・契約



交渉・契約は、各自で行ってください。
個別の交渉・契約に村は関与しませんが、希望する場合は、村と協定を結んだ仲介業者を紹介し（成約時には法定の仲介手数料が発生します）。